

平成 25 年 9 月 27 日

第 3 回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成 25 年 9 月 27 日(金) 午前 9 時 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1 番	門 瀧雄	2 番	塩野 拓二
3 番	金井 浩三	4 番	村井 保夫
5 番	隅岡 美子	6 番	村岡 清邦
7 番	小川 保	8 番	古川 幸義
9 番	村井 勉	10 番	志村 忠昭
11 番	尾崎 忠義	12 番	渡邊 美喜子
13 番	庄野 克宏	14 番	佐々木 勇

1、欠席議員

な し

1、地方自治法第 121 条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	亀井 孝行
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	松下 義夫
町長公室長	高嶋 好弘
総務課長	石原 光弘
政策企画課長	岡部 登
税務課長	中川 隆弘
住民課長	神原 宏一
福祉保健課長	山下 俊和
福祉保健課主幹	氏家 幸子
環境課長	中野 弘之
建設課長	島田 和博
産業課長	岡 敦憲
消 防 長	前原 成俊
上下水道課長	河田 数明
教育課長	矢野 修司

1、議会事務局職員

事務局長	宮武 孝利
書 記	宮本 和季

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（門 瀧雄）

皆さんおはようございます。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付の通りであります。

なお、議案第21号 工事請負契約の締結について（平成25・26年度多度津町立多度津中学校改築工事）と、議案第22号 町長等の給与等の特例に関する条例（案）の制定についての2議案が追加提出されておりますので、ご報告いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行ないます。

会議規則第125条の規定により、5番 隅岡美子君、12番 渡邊美喜子君を指名いたします。

日程第2、委員長報告を行います。

9月20日に開催されました総務教育常任委員会の結果についての委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長 村井 勉君。

総務教育常任委員会委員長（村井 勉）

おはようございます。

総務教育常任委員会の結果報告について、平成25年9月20日に開催いたしました、総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告いたします。

審議事項、

議案第1号 多度津町税条例の一部を改正する条例（案）の制定について

議案第2号 多度津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の制定について

議案第3号 多度津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について

議案第4号 多度津町介護保険条例の一部を改正する条例（案）の制定について

議案第5号 多度津町消防団条例の一部を改正する条例（案）の制定について

議案第6号 多度津町火災予防条例の一部を改正する条例（案）の制定について

議案第7号 平成25年度多度津町一般会計補正予算（第3号）について

議案第8号 平成25年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第1号）について

- 議案第 9 号 平成 25 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第 1 号）について
- 議案第 10 号 平成 25 年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第 1 号）について
- 議案第 11 号 平成 25 年度多度津町特別会計介護保険補正予算（第 1 号）について
- 議案第 12 号 平成 24 年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 13 号 平成 24 年度多度津町特別会計国民健康保険歳入歳出決算認定について
- 議案第 14 号 平成 24 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所歳入歳出決算認定について
- 議案第 15 号 平成 24 年度多度津町特別会計公共下水道歳入歳出決算認定について
- 議案第 16 号 平成 24 年度多度津町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について
- 議案第 17 号 平成 24 年度多度津町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について
- 議案第 18 号 平成 24 年度多度津町水道事業会計余剰金の処分及び歳入歳出決算認定について
- 議案第 19 号 多度津町道の路線認定について
- 議案第 20 号 多度津町道の変更について
- 審議結果といたしまして、
- 議案第 1 号から議案第 20 号について、委員及び傍聴議員より、
- 一つ、通院等による島嶼部航路の運賃補助の申請はどれほどあるのか。
 - 一つ、消防庁舎耐震診断業務委託料はどういう経緯で必要になったのか。
 - 一つ、給食センターの臨時嘱託賃金を増やし、臨時アルバイト賃金を減らしているのはどうしてか。
 - 一つ、交通安全施設整備費 100 万円と排水路改修費 585 万円は何に使用するのか。
 - 一つ、奨学金の対象者は何名いるのか。
 - 一つ、租税債権管理機構の移管する基準はどうなっているのか。
 - 一つ、決算審査意見書の中で、下水道使用料の未収金のうち、不良債権化と指摘があるが、その対処方法を説明してほしい。
 - 一つ、水道事業会計において、有収率が良くなっているが、要因は何か。また改善された有収率を金額に直すとどうなるのか。
 - 一つ、配水管の耐震化率はどのくらいか。また、今後、どのような対策を行う

予定なのか。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、

一つ、島嶼部航路の運賃補助の申請は4月から8月の間で延べ118件、金額にして6万8,531円となっている。

一つ、県から緊急防災減災事業債を使用できるという情報をいただいていたが、それを使用するには耐震診断の結果が必要であるため、補正を行うものである。

一つ、給食センターの賃金の増減は調理員2名、配送員1名を臨時から嘱託という扱いに変更したためである。

一つ、交通安全施設整備費100万円はカーブミラーと防護柵を設置するのに使用するものであり、排水路改修費585万円は暗渠による水路清掃が不能となったため、水路改修を行うものである。

一つ、平成24年度の奨学金対象者は第一種が9名、第二種が1名となっており、本年度は第一種が13名、第二種が4名である。

一つ、租税債権管理機構に移管するまでの事務手続きとしては、督促、催告を行い、さらに町として独自の未納通知を送り、納税相談を行う中、誓約書の履行状況等を踏まえながら移管を行っている。

一つ、下水道使用料未収金の不良債権化の対策としては税と同じく、督促状、催告状を郵送し、水道とも連動しているので、水道の停栓勧告等も含め、未収金の徴収をしている。

一つ、有収率が良くなっているのは平成23年度に漏水調査を行い、漏水箇所の修繕をしたためである。また、給水原価により換算すると2,300万円程度となる。

一つ、配水管の耐震化率は7.98%である。今後、財政状況を見ながら計画的に配水管の耐震化を進めていくことにしている。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第1号から議案第11号、議案第20号については、委員会として原案を可決し、議案第12号から議案第19号については、委員会として原案を認定した。

またその他としては、執行部より他7件の報告があった。以上です。

議長（門 瀧雄）

これをもって委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

日程第3 議案第1号 多度津町税条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第1号は、委員長報告のとおり、原案を可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに、決定いたしました。

日程第4、議案第2号 多度津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)の制定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第2号については、委員長報告の通り、原案を可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第5、議案第3号 多度津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正す

る条例（案）の制定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第3号については、委員長報告の通り、原案を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第6 議案第4号 多度津町介護保険条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第4号については、委員長報告の通り、原案を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第7、議案第5号 多度津町消防団条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第5号については、委員長報告の通り、原案を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第8、議案第6号 多度津町火災予防条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第6号については、委員長報告の通り、原案を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第 9、議案第 7 号 平成 25 年度多度津町一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 7 号については、委員長報告の通り、原案を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第 10、議案第 8 号 平成 25 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 8 号については、委員長報告の通り、原案を可決することにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第 11、議案第 9 号 平成 25 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算(第 1 号)についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 9 号については、委員長報告の通り原案を可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第 12、議案第 10 号 平成 25 年度多度津町特別会計公共下水道補正予算(第 1 号)についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 10 号については、委員長報告の通り、原案を可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第 13、議案第 11 号 平成 25 年度多度津町特別会計介護保険補正予算(第 1 号)についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 11 号については、委員長報告の通り、原案を可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第 14、議案第 12 号 平成 24 年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

尾崎君。

議員(尾崎 忠義)

11 番、尾崎忠義でございます。

私は、平成 25 年 9 月多度津町議会第 3 回定例会におきまして、議案第 12 号 平成 24 年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定について、次の点で反対討論いたします。款 1、議会費での香川人権研究所会費の 2 万円、款 3、民生費の人権同和施策事業費 330 万 4,865 円、款 10、教育費での人権同和教育事業費 132 万 2,330 円の合計 464 万 7,195 円が決算、支出されております。すでに国も廃止している同和事業に対して、法律や条例に基づかない、いわゆる、法的根拠をもたない同和施策事業に対する任意団体「部落解放人権政策確立要求国民運動多度津町実行委員会」及び特定の団体である「部落解放同盟香川連合会」への公金としての支出を行っている決算でもあります。この人権同和事業は町民の同意を得られるものではなく、それ以上に真の部落差別の解消に逆行するものであります。そして、そこへ一部の団体だけ、行政がお金をつぎ込むと本来、中立で基本的には町民の誰もが納得できるようなことを掲げる行政が一定の考え方で人権を掲げている団体にお金を出せば、その考え方を公に認める、公認することになるわけであります。もう一つは、そういうお金を投入されている団体からみれば、行政によってコントロールされている団体になって、団体の自主性が失われ、いわゆる、ヒモ付きのお金ということになります。ですから、法律的には任意の団体に行政がお金を出していることは問題ですし、人権という課題を掲げていれば、高度に公共的だというのは問題があります。このことは人権を掲げている団体からの要望が町に対して、自立性や中立性を損なうものは明らかであります。そして、公正の原則に基づき、違法性が問題となる町職員、教員の派遣は見直すべきであります。また、町の財政が中学校建設、消防庁舎改築、幼稚園の耐震工事、そして新たに 1 市 2 町による学校給食の共同給食センター設置の共同運用の協議が始まるなどの公共施設工事を控え、一層、町財政が厳しくなる状況でもあり、合わせて、補助金の適切なあり方、有効活用も指摘されているときの歳出であります。このことから、私は同和施策事業の終結解消を目指すべきであり、また、住民自治そのものを取り戻す課題であると考えます。町行政としても、若者の定住促進を図る上で、この財源等で結婚祝金や子どもの医療費無料化対象年齢 1 歳引き上げを実施すべきと考えております。このことは子育て世代の安心して子どもを生み育てられる保護者の負担を軽減し、子育て支援、応援で若い人たちが我が多度津町に定着、定住するためにも、近隣市町なみに 15 歳中学校卒業までの子どもの医療費無料化への実現に一般施策へ移行させて、充実を図るべきであります。

したがって、私は議案第 12 号 平成 24 年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定については、改善すべき点があるので反対いたします。以上。

議長（門 瀧雄）

他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

他にないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第12号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(門 瀧雄)

起立多数と認めます。

よって本案は、原案の通り認定することに決定いたしました。

日程第15、議案第13号 平成24年度多度津町特別会計国民健康保険歳入歳出
決算認定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第13号については、委員長報告の通り、原案を認定することにご異議あ
りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り認定することに決定いたしました。

日程第16、議案第14号 平成24年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療
所歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 14 号については、委員長報告の通り、原案を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り認定することに決定いたしました。

日程第 17、議案第 15 号 平成 24 年度多度津町特別会計公共下水道歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 15 号については、委員長報告の通り、原案を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り認定することに決定いたしました。

日程第 18、議案第 16 号 平成 24 年度多度津町特別会計介護保険歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

質疑なしと、認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（門 瀧雄）

討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結いたします。
これより、採決いたします。
議案第 16 号については、委員長報告の通り、原案を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案の通り認定することに決定いたしました。
日程第 19、議案第 17 号 平成 24 年度多度津町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定についてを議題といたします。
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（門 瀧雄）

質疑なしと、認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。
(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（門 瀧雄）

討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結いたします。
これより、採決いたします。
議案第 17 号については、委員長報告の通り、原案を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案の通り認定することに決定いたしました。
日程第 20、議案第 18 号 平成 24 年度多度津町水道事業会計剰余金の処分及び歳入歳出決算認定についてを議題といたします。
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 18 号については、委員長報告の通り、原案を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り認定することに決定いたしました。

日程第 21、議案第 19 号 多度津町道の路線認定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 19 号については、委員長報告の通り、原案を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り認定することに決定いたしました。

日程第 22、議案第 20 号 多度津町道の変更についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 20 号については、委員長報告の通り、原案を可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第 23、議案第 21 号 工事請負契約の締結について(平成 25・26 年度多度津町立多度津中学校改築工事)を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

建設課長、島田君。

建設課長(島田 和博)

おはようございます。

議案第 21 号 工事請負契約の締結についての提案説明をさせていただきます。件名につきましては、平成 25・26 年度多度津町立多度津中学校改築工事でございます。契約方法は、7 社による指名競争入札でございます。契約金額は、21 億 5,250 万円で、その内消費税額は 1 億 250 万円でございます。参考までに請負比率は、97.41%でございます。工事受注者は、香川県高松市天神前 9-5 株式会社合田工務店、代表取締役 森田紘一でございます。また、参考資料として工事請負契約書及び、契約保証金に変わる保証書の写し、並びに位置図を添付いたしております。また、工事の概要といたしましては、建築工事、電気設備工事、機械設備工事一式でございまして、校舎等 R C 造 3 階建て 7,054.83 平米、体育館棟 R C 造 2 階建て 2,667.39 平米となっております。なお、工期につきましては平成 27 年 3 月 25 日となっております。以上の内容のものを、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本工事請負契約に関する契約を締結する事について、議会の議決を求めるものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第 21

号 工事請負契約の締結について、よろしくご審議賜りますようお願いをして、提案説明とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を開始いたします。

尾崎君。

議員（尾崎 忠義）

この中学校改築工事でありますけれども、先般、一般質問で金井議員が発言されましたように、まんのう町では体育館がああゆうふうになって非常に今、問題となっております。そして琴平では温泉を掘るということで、町がしたところ、湯量が少なかったという結果になっております。そういうことから事業主体はもちろん多度津町であります、この管理監督責任を結果的にそういう例から見ますと、どういうふうに考えているのかを、一点をお聴きしたいと思います。以上です。

議長（門 瀧雄）

島田君。

建設課長（島田 和博）

尾崎議員の質問でございますが、早急に工事施行管理委託として有資格者の設計業務を依頼、委託をすることの準備を整えております。まずもって、この場でもお話したように、資格者については工事委託、業務委託として有資格者をもって、施行管理にあたろうと思っております。厳正な管理にあたろうと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

議長（門 瀧雄）

よろしいですか。

議員（尾崎 忠義）

はい。分かりました。

議長（門 瀧雄）

他にございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 21 号についてを採決いたします。

本案は、原案の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第 24、議案第 22 号 町長等の給与等の特例に関する条例(案)の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長公室長、高嶋君。

町長公室長(高嶋 好弘)

議案第 22 号 町長等の給与等の特例に関する条例(案)の制定についての提案説明を申し上げます。国は、東日本大震災の復興財源確保のため、昨年度から 2 年間、国家公務員の給与を引き下げ、地方公務員に対しても国家公務員の給与削減処置を踏まえ、これに準じて必要な処置を講じるものであります。それにより、町長、副町長、教育長、職員の給料を削減する条例を制定するものであります。1 ページをご覧ください。町長等の給与等の特例に関する条例の第 1 条には、町長及び副町長の給料月額削減率を、町長 8 %、副町長 6 %、第 2 条には、教育長の給料月額削減率を 6 %としています。ただし、期末手当の額の算定基礎となる給料月額には連動しないものとします。引き続きまして、第 3 条には、一般職の職員の給料月額削減率ですが、2 ページをご覧ください。6 級の職員は 5 %、5 級の職員は 4 %、3 級、4 級の職員は 3 %、2 級の職員は 2 %、1 級の職員は 1 %としています。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額と差額給料との合計額には、連動しないものとします。なお、附則としまして、第 1 号として、この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。第 2 号として、この条例は、平成 26 年 3 月 31 日限り、その効力を失うものでございます。以上、簡単ではございますが、提案説明をさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長(門 瀧雄)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を開始いたします。

尾崎君。

議員(尾崎 忠義)

只今、提案説明がありましたが、総額でいくらぐらいになるのか、ちょっとお答え願えたいと思います。

議長(門 瀧雄)

町長公室長、高嶋君。

町長公室長（高嶋 好弘）

尾崎議員の質問にお答えします。特別職と職員を合わせた人件費の削減額は約1,200万円でございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、質問の答弁とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

次、村岡君。

議員（村岡 清邦）

いくつか質問がありますが、一つずつさせていただきたいと思います。まず始めに今回、この条例案の制定にいたるまでの諸手続きといいますか、その経過についてご説明をいただきたいと思います。

議長（門 瀧雄）

町長公室長、高嶋君。

町長公室長（高嶋 好弘）

村岡議員の質問にお答えします。先ほども申しましたが、国が東日本大震災の復興財源確保のため、削減していますので地方公務員にもそういうことに準じて処置を行うものでございます。

議長（門 瀧雄）

村岡君。

議員（村岡 清邦）

私の質問が少し理解をいただけていなかったのかなというふうに思っていますが、提案をするまでには対応との協議、あるいはそれなりの機関との協議等も含めながら進めてこられたと思うのですが、そこら辺りがどのような経過になっているのかお尋ねしたわけです。

議長（門 瀧雄）

はい。高嶋君。

町長公室長（高嶋 好弘）

村岡議員の再質問についてお答えします。職員の方々にこの提案をしまして、皆さんにご理解を得て、提案をいたしましたのでご理解を賜りますようお願いを申し上げ、再質問の答弁とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

はい。村岡君。

議員（村岡 清邦）

これは議案提案、総務委員会形式だと思っておりますので、再質問というのにあたらないと思いますので、それで質問させていただきたいと思います。今回の条例は町長など、町長、教育長、副町長、さらには職員の条例を定める条

例というふうに私は理解をいたしております。そこで、特別職等の報酬等審議会等が開催をされたのか、そのことについてお尋ねをいたしているものでございます。

議長（門 瀧雄）

はい。高嶋君。

町長公室長（高嶋 好弘）

村岡議員の質問にお答えします。特別職等の報酬審議会等は現在いたしておりませんのでよろしくお願いします。

議長（門 瀧雄）

はい。村岡君。

議員（村岡 清邦）

多度津町特別職等審議会条例の第2条には「町長は議会の議員報酬の額ならびに町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする」という定めがございます。残念ながら、そういう手続きをなさっていないということでもありますので、私は少しその手続きに遺漏があったのではないかというふうに思います。この質問はそこまでに留めておきます。次に副町長にお尋ねをいたします。副町長さんは香川県の職員として、これまでご活躍をなされ、いろいろなことに精通をされておったと思います。そうした中で地方交付税について、その性格等についてどのようなものなのか、あるいはその総額がどのように定められているのかについてお答えをいただきたいと思います。

議長（門 瀧雄）

副町長どうぞ。

副町長（亀井 孝行）

只今のご質問にお答え申し上げます。地方交付税につきましてはの国税三税等の一定割合を地方の財政状況に応じて配分するものでございまして、これは地方独自の財源と考えてございます。それからそういう性格であるものと考えております。これにつきましては、そういう性格でございますので、多度津町のほうに地公交付税を毎年いただいておりますけれども、これは多度津町独自の財源と考えてございます。

議長（門 瀧雄）

村岡君。

議員（村岡 清邦）

只今、副町長のほうから地方交付税については地方固有の財源であるというような明確な答弁をいただきました。今、国では地方分権、あるいは経済対策

というような中で、法人税の復興財源に充てた増税の部分に関してはこれを廃止しよう。さらにその部分に関しては賃金をその分引き上げに向けた行動につながるような働きをしていこうと。こういうような働きかけを今、国のほうでは進めております。そうした中において多度津町がことここに至って給与を削減するというようなことになったことについて副町長のほうから説明をお願いしたいと思います。

副町長（亀井 孝行）

只今のご質問にお答えいたします。経過につきましては東北大震災の復興財源に充てるために国家公務員の給与の削減が平成 24 年度ならびに 25 年度について行われておりまして、地方におきましても国家公務員の状況に合致することについて国からの要請がございまして、これに応える形、ならびに地方交付税制度につきましては先ほど答弁いたしましたように、町独自の財源ではございますが、国家公務員の状況ならびに他の地方公共団体の状況、県内におきましても、県あるいは各市町におきまして、国家公務員に合わせる形で一定の職員の給与削減措置が行われている状況にございまして、他の団体との均衡を図ることおよび東北の大震災の復興財源ということにつきまして、多度津町としても一定寄与する必要があると考えましたので、この条例案を提案したものでございます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（門 瀧雄）

村岡君。3 回以上超えていますので。重要な、何かあるんですか。

議員（村岡 清邦）

今、議長さんから差し止めみたいなお話ですが、議案が提案をされ、それに対する質疑については何回やっても私は構わない。一般質問については再質問、再々質問までというような規定がございます。そのことについては、私は十分理解をいたしているつもりでございますので。

議長（門 瀧雄）

はい。村岡君。

議員（村岡 清邦）

今、副町長さんから説明もありました。地方交付税は財政調整機能と財政の保証機能の 2 つの意味合いがあるというようなことで、これまでずっと踏襲をされてきております。それは、それなりに脆弱な財政状況の自治体あるいは裕福な自治体がありますが、日本の国内においてはそれがある程度平準化するような状態にもっていきたい。こういうことからこの地方交付税制度が創設をされたものと理解をいたしております。その中で私は今、なぜそうなのかなと本当に残念に思うわけであります。それはあの東北の大震災が起きたときに、一番になってその救助活動、あるいは津波が襲ってきていますよというようなこ

とを地方の職員が、市や町の職員が先頭になってそのことを救助あるいは災害の復興に向けた取り組みを一番になってやってきたのは市あるいは町の職員でなかったのかな。それは身を呈してまでも、あの消防庁舎の中で放送を続けた女性が亡くなったことを見ても、一番にそのことを願いながら一生懸命仕事をされた。私は先頭になって仕事をする町、市の職員の給与が一番に削られるということに対して、非常に残念に思うものであります。ましてやそのことが私はそうした危険な状況の先頭に立って働く人こそ給与の減額があってはならないことかなというふうにも思います。そんな中で、多度津町が国に準じてというような説明がございましたが、その国に準ずることなく、多度津町が独自の固有の財源を確保するという意味合いの地方交付税であれば、それを最大限に活用しながら運営をされる方法も一つの方法ではなかったのかなというふうにも思います。そうしたことから、私は今回、今、減額というようなことで対応等の協議をされたというふうにも思っています。一にこの関係機関との協議ができていない部分がありますが、その部分に関しては、私は非常に残念に思うものでございます。後、一つ二つ。今回の給与、6級から1級までの職員の削減を行いますよ。総額では1,200万円になりますよ。その級別の職員数についてお知らせをいただきたい。それから、級別の職員数とともに賞与については、級がそれなりの級においては傾斜配分が支給されておりますが、この率についてお知らせをいただきたいと思います。

議長（門 瀧雄）

はい。高嶋君。

町長公室長（高嶋 好弘）

村岡議員の質問にお答えします。等級別の人数ですが6級が15名、5級が24名、4級が43名、3級が59名、2級が24名、1級が29名でございます。それと期末手当、勤勉手当の加算措置の割合ですが、6級が15%、5級、4級が10%、3級が5%となっております。以上です。

議長（門 瀧雄）

渡邊さん。先に何かありますか。

議員（渡邊 美喜子）

失礼します。12番、渡邊美喜子。議案第22号 町長等の給与等の特例に関する条例について反対の立場で質疑をいたします。国は国家公務員給与の臨時削減を地方公務員にも要請することを本年1月24日に閣議決定いたしました。これを受け、地方公務員の7月からの給与削減を前提とした地方交付税削減を組み込んだ国の予算が成立したものであります。この地方交付税削減に伴い…

議長（門 瀧雄）

渡邊さん。これは討論のときの分ですね。

議員（渡邊 美喜子）

はい。

議長（門 瀧雄）

今は質疑をやっているんですが。

議員（渡邊 美喜子）

質疑のつもりでいます。それで聴いてください。

この地方交付税削減に伴い、本町の職員、特別職の給与カットを行うものです。このように国が東日本大震災の復興財源確保のため、国家公務員の給与削減措置に準じて、地方交付税の給与削減を求めるとともに地方交付税を削減した行為は地方交付税法第3条2項「国は交付税の交付にあたっては地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、またはその用途を制限してはならない」という地方交付税法に明らかに違反した行為であり、地方自治の根幹に関わる大きな問題であります。またそもそも、その地方自治の給与は公平、中立の知見を踏まえつつ、議会や住民の意思に基づき、地方が自主的に決定すべきもので地方交付税の減額を行い、地方公務員の給与カットを国が要求するような姿勢は断じてあってはならないと考えています。また地域経済の再生なくして日本経済の再生なしと、国と地方の共通認識から大きくかけ離れています。またつい最近にもマスコミ等の報道でもあるように、東日本大震災の復興財源といいながら、その予算執行につきましては無関係な事業に使われていることが多く判明し、現在追及の真ただ中でもあります。このような信頼を失った予算財源のため、国に協力することより、地方自治体が自主的に、直接被災地に届けたほうがより効果的であるとも考えます。地方自治体は国家公務員の給与がカットされる前から財政改革で人員削減や給与カットなど自主的に進めてまいりました。その努力を無視して地方交付税削減を一方向的に押し付けてきた国のやり方に怒りを覚えます。地方公務員や特別職の給与を削減することは…

（発言する者あり）

議員（渡邊 美喜子）

今質問をしているのですが。質問がありますので、最後まで聴いてください。

地方公務員や特別職の給与を削減することは民間の賃下げにもつながり、地域経済の悪化が目に見えています。今後、これ以上の給与削減はないものと考えます。地方分権が叫ばれる中、国が地方をコントロールしようとする姿勢、また行為に対して地方議員が、また地方議会が大きな反対の声を上げなくては今後、ますますこのような事態を招き、地方自治の自主性は崩壊し、地方は国の属国となることが懸念されてなりません。私は地方議員の一人として、このことを同じ地方議員の皆さんにもう一度お考えをいただき、良識ある判断をお願い

いしまして意見を終わりたいと思います。また町長にお伺いします。今後の町長のお考えはどういうふうに思われているのかお願いいたします。終わります。

議長（門 瀧雄）

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

今、渡邊美喜子議員からご質問を受けましたけれども、その前に村岡議員からもご質問がありました。そのお二人の答えとして、私の考え方、また、気持ちをお伝えしたいと思っております。この職員の給与削減ということを現政権が表したときに、それは国家公務員の給与を 7.8%下げたから、それに準じて地方公務員も下げなさいと、その下げるその財源を、地方交付税をカットするから、その地方交付税カット分はその給与削減分を充てなさいというお達しでした。このことに対しては 47 都道府県、約 1,700 あります市町村の首長ですね。もうほとんどが反対です。こんな理不尽なことをなぜ国がするのかということですね。これは大きな問題だと思いました。その中で私どもも町村会、また今、中讃広域、そして善通寺、琴平、まんのう、多度津町、この中讃エリアの中でもいろいろと首長同士で話をしました。その中で地方交付税がカットされる。これは今、地方 6 団体が国にそれをお願いに行っても、それはもうだめだと。地方交付税をカットするということになりました。それでそれぞれの都道府県、また市町村でも自分の財政を守るため、そのためにカット分をどこかで工面しなければならない。その中で職員にもお願いをしなければいけないという市町村がほとんどであります。先ほど申しましたように、私ども中讃広域行政の中で話をしている、いろいろなところでもそういう考えであります。これはもう一度言いますけど、これは理不尽なことです。これはこういうことを今から続けることは絶対に許されることではありません。ただ多度津町の財政状況を考えてみますと、今、多度津町はいつも私申し上げておりますように借金が多いです。そしてその借金を返済しながら、中学校、それから消防庁舎、そして幼稚園の耐震補強、様々なところで財源が必要になってきます。その中で多度津町の財政、私は常に申し上げておりますが、財政規律は絶対に乱さない。これは私、何があっても財政規律は乱すべきではない。今、私の財政運営の中の根本的な考えというのは選択と集中の中で優先順位を決めて、そして費用対効果を最大限上げるための財政運営、そのためには財政規律は必ず、基礎的にそれは守らなければいけない。それが私の考えであります。その中で今、地方交付税がカットされる。それをどういうふうにして賄っていくかというのは大きな問題です。それを今、地方交付税のカット分というのは約 2,400 万か 2,500 万です。それは交付税カット、7.8%カットされました。それから元氣が出る交付金をいただきます。それをすべて差し引いた金額が 2,400 万か 2,500

万だと記憶しております。その中で職員に大変いつも行政運営で一生懸命やっていただいております。ありがたく思っております。ただその人たちに全部を負担してもらうのはとてもじゃない。忍びがたいです。ですからこれは課長会でもお話をしました。そして課長会の中でお話したことは、これは最小限、そして若い職員にはなるべく負担をかけたくない。入ったばかりの職員にそんな負担をかけるということは忍びがたいです。それと6級まである、その6級の一番上限も少なくしたい。できるだけ少なくして削減率を決めたいといった中で、1,200万の削減案が出てきました。そして当然それでは賄えきれないわけですから、それは私ども全職員が一丸となって経費節約をして、その不足分を何とか頑張って賄っていかうという考えの中で、この案を今日提出させていただきましたので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

議長（門 瀧雄）

この質疑については一応これで終わりたいと思うのですが…

はい。村岡君。

議員（村岡 清邦）

先ほど、在職者の人数、あるいは賞与の傾斜配分等についてご説明がありました。傾斜配分、賞与が少し割り増しになるというような傾斜配分だったようにも記憶しておるのですが、その率に応じたような形の、今回の是正措置というのも一つの方法ではなかったのかなということも思いましたので、ちょっとご確認をただけです。よろしくをお願いをしたいと思います。

議長（門 瀧雄）

これについて質疑は終わらせていただきます。

これより、討論に入ります。

尾崎君。

議員（尾崎 忠義）

11番、尾崎忠義でございます。

私は平成25年9月多度津町議会第3回定例会におきまして、議案第22号 町長等の給与等の特例に関する条例（案）の制定について、次の点で反対の立場で討論をいたします。現在、地方公務員は国による配置基準の切り下げが影響し、国民生活に密着する生活、福祉、教育などの住民サービスの削減を引き起こしており、地方自治体の一般行政や公営企業などでも、民間への移譲、委託によって大幅に人員が減少しています。そして公務員労働者は、労働基本権剥奪と同時に憲法を守る義務、憲法を守らない命令に対して告発する権利を同時に剥奪されました。また、憲法が保障している3つの権利保障、1、自治体労働者の基本的人権、2、労働基本権回復を正面に据え、職務に専念できる賃金水準保障の権利、3、「住民全体の奉仕者」として職務遂行上の権利でありま

す。これらが地方自治について、国が責任放棄と地方自治体への丸投げによって、基本的人権を保障するための「住民の命と暮らしを守る砦」「民主主義の土台」としての地方自治体における役所がないがしろにされる動きが加速されてきております。今、安倍政権は目的外使用もあると指摘されている復興財源という名目で国家公務員の 7.8%賃下げと消費税増税に国民の理解を得ることを理由に、地方固有の財源である地方交付税を削減して「人事院勧告」「地方分権」「地方の努力」「労使自治」の原則に反する不当、不法な給与削減措置を地方に押し付けてきています。今回の安倍内閣による給与削減提案は憲法が保障する労働基本権剥奪の代償としての人事院勧告に基づかないものであり、しかも、政府、総務省からの交付税制度をテコにした要請により行われた点で労働基本権や地方自治を規定する憲法、地方公務員法に抵触するものであります。また交付にあたって、条件をつけてはならないとする地方交付税にも反し、さらに大幅な不利益変更という労働契約法の趣旨と精神を違えるものであり、幾重にもわたり、法違反の内容をもっています。本来、地方公務員の給与は公平、中立な知見を踏まえつつ、議会や住民の意思に基づき、地方が自主的に決定すべきものであり、国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の根幹に関わる問題であります。そして、地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは、地方の固有財源という性格を否定するものであります。また、この賃下げは今に始まったことではありません。この 10 数年来、時の政権は一貫して賃下げを行ってきました。それはさらに民間の賃下げにつながり、民間が下がったからと、さらに公務員の賃金削減をと悪循環を繰り返してきました。働く労働者の賃下げは、国民の購買力を奪うものであり、これでは内需は冷え込み、地域経済への影響ははかり知れません。まさに、このことは国が音頭をとってデフレスパイラルを推進することになります。また賃下げは労働者にとって子育てや住宅の建設など、生涯の設計を狂わせられることになります。しかし、国が押し付けたからといって、すべての公務員の賃下げが行われているわけではありません。県内を見ましても「賃下げしない」と表明している自治体もあり、議会で否決している自治体もあります。国は「地方分権」だ、やれ「地方の時代」だと声高に言いながらも、時の政権のパフォーマンスだけで、財政のやりくりをごまかし、公務員と民間労働者を低い次元で競わせて賃金の引き下げ競争をさせるということでもあります。この度の公務員給与削減により、わが多度津町にとっても消費は落ち込み、町関連施設で働く労働者にも影響を及ぼし、かえって逆効果が生まれるのは必至であります。こうした一連の給与削減は、公務労働者に耐えがたい生活悪化をもたらし、働きがいや失わせるものであり、民間労働者や地域経済に与える影響もはかり知れないものがあります。

したがって、私は、議案第 22 号 町長等の給与等の特例に関する条例（案）の制定については反対をいたします。以上。

議長（門 瀧雄）

はい。村岡君。

議員（村岡 清邦）

議案第 22 号 町長等の給与等の特例に関する条例（案）の制定について、反対の立場で討論をさせていただきます。先ほど質問もさせていただきました。そうした中であって、今回、関係機関との協議等が逸脱をしている。それはその関係機関の形骸化につながるのではないか。そのことも含めながら、あるいは今、地方分権が叫ばれている中であって、まさに中央集権化につながるような今回の措置が適当ではない。地方交付税は地方の固有の財源であり、また一般財源である。そのことについて、きちっと対応をしていただく。そのことができていないことから反対をしたいと思います。

議長（門 瀧雄）

他にありませんか。

はい。渡邊君。

議員（渡邊 美喜子）

討論ではございませんが、慣れないこともあり、先ほどの質問等に関しましては私、討論ということにさせていただきます。誤解をしまして申し訳ございません。以上です。

議長（門 瀧雄）

他にないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 22 号についてを、採決いたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（門 瀧雄）

起立多数と認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

ここで 15 分間休憩いたします。

休憩 午前 10 時 15 分

再開 午前 10 時 37 分

議長（門 瀧雄）

それでは再開をいたします。

日程第 25、議員提出議案第 1 号 議員派遣の件についてを議題といたします。

これより、質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議員提出議案第1号は、原案の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第26、議員提出議案第2号 議員派遣の件についてを議題といたします。

これより、質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議員提出議案第2号は、原案の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第27、議員提出議案第3号 議員派遣の件についてを議題といたします。

これより、質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（門 瀧雄）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議員提出議案第3号は、原案の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第28、意見書案第1号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書（案）の提出についての件を議題といたします。

これより、質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

意見書案第1号は、原案の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第29、意見書案第2号「道州制導入に断固反対する意見書（案）」の提出についての件を議題といたします。

これより、質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

隅岡君。

議員（隅岡 美子）

5 番、隅岡美子でございます。

私は意見書案第 2 号「道州制導入に断固反対する意見書（案）」の提出について反対をいたします。その理由といたしまして道州制は地方分権を推進するとともに住民に直結する政策は同州政府や地方自治体で実施していくことにより、地方が主体性をもって特徴ある町づくりを進めていくことができるとされています。また法整備については地方の声を十分に聴き、国民に開かれた協議を行うといわれています。こうしたことは、自分たちのことは自分たちで決めることができ、自然や農作物が豊かな町、観光に力を入れる町など、それぞれの個性や独自色が出やすくなり、生き生きとした町づくりにつながっていくのではないのでしょうか。また国と地方の役割分担を明確にすることは、地域の要求に柔軟に対応した効率的、効果的な行政改革も可能となります。これにより国会議員などの大幅削減、二重行政の解消にもつながるのではないのでしょうか。改革するにはメリット、デメリットがあり、様々な課題、心配があるという主旨はよく分かりますが、私はこれからの日本にとって必要な取り組みだと思います。以上の理由で、意見書案第 2 号「道州制導入に断固反対する意見書（案）」の提出について反対をいたします。以上です。

議長（門 瀧雄）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

他にないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、意見書案第 2 号についてを、採決いたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（門 瀧雄）

起立多数と認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第 30、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付いたしております通り、閉会中の継続調査の申出がありますのでお諮りをいたします。

各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申し出の通り、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって本件は、各常任委員長、及び議会運営委員長からの申し出の通り、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議されました議案は、全部終了いたしました。これにて、平成 25 年第 3 回定例会は閉会いたします。
長時間にわたってのご審議、またご協力誠にありがとうございました。

閉会 午前 10 時 31 分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

平成 25 年 9 月 27 日
第 3 回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記

平成 25 年第 3 回多度津町議会定例会議事日程

9 月 27 日（金）午前 9 時開議

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 委員長報告
- 日程第 3. 議案第 1 号 多度津町税条例の一部を改正する条例（案）の制定について
- 日程第 4. 議案第 2 号 多度津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の制定について
- 日程第 5. 議案第 3 号 多度津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について
- 日程第 6. 議案第 4 号 多度津町介護保険条例の一部を改正する条例（案）の制定について
- 日程第 7. 議案第 5 号 多度津町消防団条例の一部を改正する条例（案）の制定について
- 日程第 8. 議案第 6 号 多度津町火災予防条例の一部を改正する条例（案）の制定について
- 日程第 9. 議案第 7 号 平成 25 年度多度津町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 10. 議案第 8 号 平成 25 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 1 号）について
- 日程第 11. 議案第 9 号 平成 25 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第 1 号）について
- 日程第 12. 議案第 10 号 平成 25 年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第 1 号）について
- 日程第 13. 議案第 11 号 平成 25 年度多度津町特別会計介護保険補正予算（第 1 号）について
- 日程第 14. 議案第 12 号 平成 24 年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 15. 議案第 13 号 平成 24 年度多度津町特別会計国民健康保険歳入歳出決算認定について
- 日程第 16. 議案第 14 号 平成 24 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所歳入歳出決算認定について
- 日程第 17. 議案第 15 号 平成 24 年度多度津町特別会計公共下水道歳入歳出決算認定について

- 日程第 18. 議案第 16 号 平成 24 年度多度津町特別会計介護保険歳入歳出決算
認定について
- 日程第 19. 議案第 17 号 平成 24 年度多度津町特別会計後期高齢者医療歳入歳
出決算認定について
- 日程第 20. 議案第 18 号 平成 24 年度多度津町水道事業会計剰余金の処分及び
歳入歳出決算認定について
- 日程第 21. 議案第 19 号 多度津町道の路線認定について
- 日程第 22. 議案第 20 号 多度津町道の変更について
- 日程第 23. 議案第 21 号 工事請負契約の締結について（平成 25・26 年度
多度津町立多度津中学校改築工事）
- 日程第 24. 議案第 22 号 町長等の給与等の特例に関する条例（案）の制定につ
いて
- 日程第 25. 議員提出議案第 1 号 議員派遣の件について
- 日程第 26. 議員提出議案第 2 号 議員派遣の件について
- 日程第 27. 議員提出議案第 3 号 議員派遣の件について
- 日程第 28. 意見書案第 1 号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方
の財源確保」のための意見書（案）の提出について
- 日程第 29. 意見書案第 2 号 「道州制導入に断固反対する意見書（案）」の提出
について
- 日程第 30. 閉会中の継続調査について